

感染症と出席停止の期間の基準<改正 平成27年1月>

<p>第一種の 感染症</p>	<p>⇒ 出席停止期間は治癒するまで。</p> <p>エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)</p>
<p>第二種の 感染症</p>	<p>⇒ 感染症ごとに定められた出席停止期間の基準のとおり。ただし、症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) 発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで 2 百日咳 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 3 麻疹 解熱した後3日を経過するまで 4 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 5 風しん 発疹が消失するまで 6 水痘(みずぼうそう) すべての発疹が痂皮化するまで 7 咽頭結膜熱 主要症状が消退した後2日を経過するまで 8 結核 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 9 髄膜炎菌性髄膜炎 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
<p>第三種の 感染症</p>	<p>1 コレラ、2 細菌性赤痢、3 腸管出血性大腸菌感染症、4 腸チフス・パラチフス、 5 流行性角結膜炎、6 急性出血性結膜炎</p>
<p>その他の 感染症 (第三種の感 染症として扱 う場合もある)</p>	<p>感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など)、サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)・カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症・肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎(RS ウイルス感染症など)、EB ウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A 型肝炎、B 型肝炎、伝染性膿痂疹(とびひ)、伝染性軟属種(水いぼ)、アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症ーカンジダ感染症・白癬感染症・特にトングランス感染症</p>